

一般社団法人日本脳神経血管内治療学会職責指定理事に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本脳神経血管内治療学会(以下「この法人」という)の定款第26条及び施行細則第50条に基づく職責指定理事の選任に関し必要な事項を定める。

(職責指定理事の種類)

第2条 職責指定理事は学術総会の前会長、会長、副会長(次期会長、次々期会長)からなる。

(資格)

第3条 職責指定理事の候補者資格は会長、副会長選任細則に基づく。

(職責指定理事の任期)

第4条 職責指定理事の任期については、会長、副会長選任細則に定める。

(代議員としての任期)

第5条 職責指定理事は、職責指定の期間終了年度の次の代議員選挙まで無選挙にて代議員とする。

(附則) この細則は、2024年3月5日より施行する。